

行田市物価高騰対応 生活応援券参加店舗(取扱店)を 募 集 し ま す



行田市では、食料品、日用品等の価格高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内における消費を下支えするため、75歳以上の市民の皆様には「行田市物価高騰対応生活応援商品券(市内共通商品券)」を交付します。



500円券×4枚綴り
「市内共通商品券」4枚(2,000円分)・・・小売店、大型店で利用可

利用期間：令和8年（2026）8月1日（土）～ 令和9年（2027）1月31日（日）

■参加店舗(取扱店)募集概要■

募集対象 市内に店舗を有するすべての事業者

※ただし、役員等が『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している事業者は除く。

換金方法 行田市商店会連合会にて、9月2日（水）以降毎週水曜日、現金または振込による

※振込手数料は取扱店にご負担いただきます。

※換金の最終受付は、令和9年2月17日（水）（2月24日（水）換金）となります

申請方法 登録申請書に必要事項をご記入の上、持参、郵送またはFAXにてお申し込みください

申込先

〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商工センター3F
行田市商店会連合会事務所 TEL/FAX:048-556-8003

■問い合わせ先 行田市商店会連合会事務所
TEL:048-556-8003 10:00～16:00（月・金のみ）

■問い合わせ先 商工観光課
TEL:048-556-1111 8:30～17:00（土・日・祝休業）

行田市物価高騰対応生活応援商品券 参加店舗登録申請書兼誓約書

【誓約事項】

- | | |
|--|--|
| 1) 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。 | 7) 商品券の取扱いに対して行田市商店会連合会からの改善要請等があった場合は、それに従います。 |
| 2) 商品券を使用できない商品※に対して、商品券での支払いを受け付けません。 | 8) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号の行田市物価高騰対応生活応援商品券事業専用HP・チラシ等への掲載について同意します。 |
| ※ビール券、図書券、印紙、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの、
タバコの購入、不動産の購入及び賃借に係るもの、公共料金の支払い、
仕入れ決済 | 9) 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者及び設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」又は「暴力団対策法上の暴力団等と関わる店舗」ではありません。 |
| 3) 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。 | 10) 定めた換金期日を過ぎた場合には、換金できないことを了承します。 |
| 4) 商品券を紛失・毀損した場合は、すべて自己責任とします。 | 11) 行田市物価高騰対応生活応援商品券の参加店舗となります。 |
| 5) 商品券の利用期間中（令和8年8月1日～令和9年1月31日）は、参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。 | |
| 6) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。 | |

私は、誓約事項の内容について遵守することを誓約し、参加店舗登録を申請します。

令和 年 月 日 氏名 (自署)

■店舗情報（※は必須項目、参加加盟店になるための登録料及び換金手数料は無料です）

店舗名※			
店舗名(ふりがな)※			
所在地※	〒		
TEL※		FAX	
担当者名※		Eメールアドレス	

※個人情報の取扱いについて

登録申請書に記載された個人情報については、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ、利用・管理・保管されます。

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考